

Title	松平春嶽の會議政治思想：福澤諭吉との交渉が示唆するもの
Sub Title	Shungaku Matsudaira's political essays concerning a Feudal Lords' government, with special reference to Fukuzawa
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1950
Jtitle	史学 Vol.24, No.2/3 (1950. 10) ,p.226(358)- 272(404)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤諭吉五十年忌記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19501000-0226

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

松平春嶽の會議政治思想

—福澤諭吉との交渉が示唆するもの—

河北展生

一

松平春嶽は、御三卿の一なる田安家に生れ、御家門の筆頭たる越前福井藩の養嗣子となり、ペリーの渡來を機に幕末政界に注目すべき位置を占め、薩長土會の雄藩と共に、朝幕間に立つて、維新史の性格を形成するに最も大きな役割を果して來た人物である。明治初年政界より引退したとは云ふものの、當時に於ける著名な人物の一人であつた。

一方福澤諭吉の交遊關係は、官民朝野の各方面に亘る廣範圍のもので、當時の知名の士で、福澤と何等かの交渉を持たぬ者はないと評されて居る程で、春嶽との交渉も當然豫想される所である。

只封建社會制度下に於ける最上流階級者としての経歴を持つ春嶽と、門閥制度は親の敵と公言し、自ら平民と稱して其の生涯を送つた福澤との間に、單なる一般の交渉とは思はれぬ親密なものが存した事は、注目すべき事柄と云はねばならぬ。

春嶽と福澤の交渉を示す史料は割合乏しく、春嶽側の史料としては、明治十七年に春嶽の著した『雨窓閑話稿』の中で、徂來等學者と云はれた人物が猛勉強を行つた事を述べた條に、福澤も極度の困難に耐へ、其不便を克服して猛勉強をした事を記して居る。^(註1)

亦徳川義親氏の好意に依り、同氏所藏の福澤より春嶽に贈呈された六冊の著書を見る事が出来たが、そのうち二冊に春嶽の書入れがあり、これは春嶽と福澤の交渉を示す貴重な史料であるばかりでなく、福澤の著書が當時の有名人に如何様に讀まれたかを示すものとしても、亦意義ある史料と言はねばならない。

この六冊が春嶽への贈呈書の全部か否かは不明であるが、(1)通俗民權論、(2)通俗國權論、(3)通俗國權論一編、(4)民情一新、(5)時事小言、(6)帝室論で、贈呈年月の記載はないが、贈呈墨書の書式が、

(1)(2)……謹呈

福澤諭吉

春岳公閣下

(3)……謹呈

福澤諭吉

舊越前侯閣下

(4)……呈

福澤諭吉

春嶽公閣下

(5)……呈

福澤諭吉

春嶽公下執事

（）……呈
福澤諭吉

春嶽公閣下

とあり、（）が同一様式である他、（）以下いずれも相違點が認められる。（）（）三冊が同年出版、他は各冊毎に出版年月が異つて居る。

（）は著述の目的が、（）の出版を延期し、同時に出版されたものであるから、これを同一と考へると、各冊毎に墨書の様式に相違が存する事となる。從て（）（）は同時に、他は出版毎に贈呈されたものと思はれる。

他方福澤關係の史料中、兩者の關係を示すものの中、年代の最も古いものとしては、福澤諭吉傳所收の逸話、「米國で日本人を救ふ」がある。

この逸話は、福澤第二回渡米の際、ボストン市街で、福澤に面識無き越前藩士久保村純介より「福澤先生」と呼ばれ、それが偶然福澤本人であつた事より、福澤が久保村の苦學情況に同情し、若干の金子を與へた。福澤は歸國後このことを領主に報じた所、春嶽がこれを知り、福澤が久保村に與へた金子を倍額にして返却したいと申し込み、福澤がこれを拒否した事を述べて居る。

福澤の第二回渡米は慶應三年正月、歸國は同年六月二十六日であるから、假にこの逸話が事實とすれば、春嶽との交渉は慶應三年六月末を遠くない頃に存じたと考へねばならぬ。然しこの逸話の出所の不明確と、内容に疑點が一二存する事から、むしろ兩者の交渉を示す史料とは出來ないように思はれる。

福澤第二回渡米に就ては、從來史料不充分であつたが、今回福澤家より慶應義塾に寄贈された多數の新資料中に、第

二回渡米時の小型日記帳が存する。この日記帳に依り福澤の行動を見ると、慶應三年正月十七日江戸出發、同月二十三日米船コロラド號で横濱出帆、二月十六日朝(註2)サンフランシスコ着、同地に約十日間滯在し、其間前回渡米時の知人を訪問したり市内見物をして居る。同月二十六日朝ゴールデルアージ號で桑港出帆、パナマ經由ニューヨークに向ひ、三月十九日夕刻ニューヨーク着、同地で爲替金受取等の爲多忙を極め、同月二十四日朝同地出發、同日夕刻ワシントン着、此處で長期滯在し、艦船購入の交渉をなし、五月三日夕刻ワシントン發、翌四日朝ニューヨーク着、一週間滯在、十日午後ニューヨーク發、海路パナマを經て、六月三日サンフランシスコ着、同地一泊、翌日正午サンフランシスコ出帆、同月二十六日横濱に歸着して居る。

福澤がボストンに行つたとすれば、ニューヨーク滯在中であらうが、三月の滯在時は多忙でその餘暇なく、五月の滯在時は、四日朝ワシントンより到着、同夜日本人藝人の寄席見物、五日は藝人の訪問を受けて居り、六日には薩州大島の漂流人に會つて居る。七・八兩日は日記帳は空白で、九日は爲替を組むため銀行に行く等、出發準備に多忙であり、十日朝は汽船に乗込んで居る。日記帳にはボストン行の事は全く記載なく、亦彼が其處に赴く可き用件も無かつたと思はれる。從て、福澤はボストンに赴いて居ないと考へる可きであらう。

福澤と知らずに呼掛けたはずの久保村純介は、元治元年六月二十四日、福澤の塾に入社して居るので、當然福澤の顔は知つて居るはずである。更に久保村と思はれる人物が、慶應三年八月には、サンフランシスコに居たと思はれる點がある。即ち『高橋是清自傳』に依ると、高橋が慶應三年八月、サンフランシスコに赴いた際、仙臺藩士の一條十次郎か、越前藩士の窪村純雄のいづれかが出迎へる事になつて居たと云ふ。(註4)

窪村純雄が直に久保村純介であるとは断じ難いが、嘉永五年の「慶永公御代給帳に」依るに、越前藩士中に窪村家はなく、久保村を稱する家が四家存する。依つて同じクボムラである所より、窪村が久保村の誤記とすれば、純介と純雄の相違となるだけであるから、一應窪村純雄は久保村純介と推考し得るのではないかと思はれる。

更に逸話を疑はしむるものとして、逸話と類似の史實が仙臺藩士と福澤との間に存する事である。

即ち福澤が米國より歸朝して間も無い慶應三年六月二十九日付の、仙臺藩江戸留守居役大童信太夫宛の福澤書翰に、

一御藩中の大條一條兩人サンフランシスコえ在留方今之有様誠に可憐次第併し兩人とも辛抱に勉強いたし候義は感

服に御座候此度彼地出帆の節も聊周旋いたし指當り饑渴の患はなき様取計置候此亦拜眉御話可致候 (續福澤全集第六卷)

とあり、福澤がサンフランシスコで仙臺藩士大條・一條兩名に會ひ、若干の金品を與へた事及びこれをその所屬藩に報じた事が知られる。

この一條某について、福澤は仙臺藩が朝敵とされて居た明治初年に、同じ頃塾に居り後に名古屋市長となつた柳本直太郎と同船して歸國したが、横濱に着く頃より氣がおかしくなり、食物に毒が入つて居ると云つて食事を攝らなかつたが、或日福澤に會い度いと云ひ出し、福澤邸に連れて來た所、出したお茶を飲んだり食物を食べる様になつたと述べて居る。(福翁自傳)

『慶應義塾入社名簿』には、柳本の在塾前後には、一條の名は見えず、かへつて前記書翰にある大條と思はれる人物の名が記されて居る。

又『高橋是清自傳』には、前述した如く一條がサンフランシスコに居り、高橋と交際し、同じ船で歸國し、朝敵として捕へられるのを避ける可く、横濱到着の翌日、共に牛込堀端町の汁粉屋の裏にある隠居所に行き、約一ヶ月一切世間との交渉を絶つて居るうち、城山靜一の世話で森有禮と同居し、一條は後藤常と改名し、大學南校に入り、更に同所の教官三等手傳になつたと記して居る。(註5)

高橋の記憶もその儘信用する事は出来ないにしても、同藩士でもあり、米國では相當世話にもなつて居るのであるから、共に歸國した事、歸朝當座行動を共にした事は、一應信用し得ると思はれる。從て福澤が一條某として居るのは、大條某の誤りではなかろうか。此處で想像を逞しくすれば、福澤をして大條と誤らせる程強い印象を與へた一條十次郎こそが、サンフランシスコ街頭で福澤に掛けた人物ではなかつたらうか。

福澤諭吉傳に依れば、福澤が明治三年五月、コレラに罹つた際、氷の製造を企圖した門下生が、春嶽が舶來の製氷機を所持して居る事を知り、これを借用した事を記して居る。この貸借關係は、或は既に春嶽と福澤の間に相當の交渉が存した爲に、春嶽が舶來の製氷機を貸したとも考へられるが、別段傍證も存在しないから、今この記事のみを以て、兩者の交渉の存在を斷ずる事は出來ない。

『福澤先生を語る諸名士の直話』所收の酒井良明談に、春嶽は孫の信次郎(康莊)を慶應義塾に入れようとし、孫の教育監督者の撰定を福澤に依頼した所、福澤は依頼に應じ、舊越前藩士酒井良明を推舉した。春嶽は酒井が慶應義塾に居る事に驚き、早速彼に孫の教育監督を依頼し、その代賞として、酒井には追つて洋行させる事を約した。此の洋行の事は、福澤も聞いて居り、又手紙にも記してあつたと云ふ。

酒井は明治七年慶應義塾に入社し、九年に卒業して居る。春嶽が孫を入れようとして居た慶應義塾とは、和田義郎が主任となり、幼少年を教育して居た幼稚舎のことであつて、入舎年年は、明治十年二月である。從て福澤の紹介に依り、酒井が信次郎の教育監督を引請たのは、明治九年頃と思はれる。故に此の談話から此の頃春嶽と福澤の間に相當の交渉の存在が推察される。

酒井の談話には更に、信次郎を幼稚舎に入舎させたについて福澤及び舎長の和田義郎を春嶽が招待した際、相客として春嶽は勝海舟を招待した。酒井も同席したが、最初春嶽と福澤の間で、鐵道論及び租稅論に關する談話が交されて居たが、その中へ勝が容喙した所、福澤と勝の大議論となり、主人の春嶽もどうなる事かと案じたが、後には兩者笑顔で話すようになり一同安心した事があつたと述べられて居る。

勝との大議論の行はれた招待の年月は不明であるが、少くとも信次郎の幼稚舎入舎の明治十年二月十三日以降である事、酒井の同席して居る事より、酒井の津赴任の明治十二年秋以前と考へられるのみである。

所が吉田小五郎氏の好意に依り見るを得た、氏所藏の和田宛の福澤書翰（未發表）に、

別紙春嶽様より御案内

小生は差支無之罷出候

積り御都合次第御同道

可仕奉存候 以上

四月卅日 福澤

和田様

とあり、文面は春嶽よりの招待についての打合せである。和田は和田義郎であらう。

この書翰は年記を缺く爲に、その年代を明らかにする事は出来ないが、福澤と和田が同時に春嶽の招待を受ける事は、度々存したとは考へられないで、この書翰は或は前記の勝と大議論の行はれた時の招待に關する打合せではないかとも考へられる。

假にこの時の招待に關するものとすれば、春嶽から招待の發せられたのは四月下旬頃で、招待は五月上旬頃に存したのではないかと思はれる。然もその招待の意味が、「信次郎の入舍したについて」であれば、當然前述した如く明治十二年の間と考へられる。

然し春嶽は、明治十年には、明治天皇の關西行幸の隨伴を命ぜられ、一月より東京を離れ關西に赴き、隨伴解免後福井に廻り、六月歸京して居るから、^(註6)十一、二年のうちいづれかではないかと考へられる。

明治十二年？十一月十三日付酒井良明宛福澤書翰に、

先日或る席にて小石川の御隱居様へ御目に掛り一寸康莊様の御話も有之候（續福澤全集第六卷）

とあり、酒井が津へ赴任して程無く、春嶽と福澤が康莊の事等を談じて居る事が知られる。

更に酒井の談話は、福澤が福山の阿部家の依頼に依り、養子を探して居た時、酒井が越前藩家老泊家の次男で、慶應義塾に學んだ泊重の事を話した所、福澤は早速馬を飛ばして春嶽を訪れ相談の結果、兩人媒妁の形で縁談が成立した事を述べて居る。

酒井談の如く、福澤が早速馬を飛ばしたか否かは不明であるか、可能性の多い事である。亦春嶽は泊家の舊主であると共に、幕末の名宰相阿部正弘の内室の義父と言ふ關係もあり、此の縁談の仲人には最適任者でもあることから、福澤が相談に赴いたのであらう。阿部・泊兩家の縁談は、酒井宛の福澤書翰に依ると、明治十二年頃より始まり、十三年六月頃に目出度く成立したものの様である。(續福澤全集第六卷)

以上の諸點より、春嶽と福澤の交渉は、明治九年頃より十五年頃迄は確實に相當懇意なものがあつた事が知れる。勿論是等の年代の前後にも猶相當の交渉が存した事は豫測されるが、未だそれを確認し得る史料を見て居らない。唯福澤は福澤諭吉傳に述べられて居る如く、舊誼を重んずる人物であり、且つ時事新報が、春嶽の死亡に際し、その履歴及び葬儀の模様を詳細に報じたのみならず、其後數回に亘り春嶽の逸事を連載して居る事は、兩者の交渉が、春嶽の死亡迄續けられた事を暗示して居るものとの如く考へられるのである。

二

春嶽へ贈呈された福澤の著書中、春嶽が朱筆を以て傍點を附したり、書込を行つて居るのは、通俗國權論と、帝室論の二冊である。前者は緒言より第五章迄、各頁に亘つて朱書朱點が見られる。

緒言に於て、國權論著述の理由が述べられて居るに對して、

内國ニ在テ民權ヲ主張スルハ外國ニ對シテ國權ヲ張ランガ爲ナリ。我國開闢以來、民權ノ議論ヲ聞カズ……日本ニテハ外國ノ交際アラサレバ、民權モ亦起テザルノ證ナリ。故ニ民權ト國權トハ正シク兩立シテ分離ス可テズ……民權ノ旨ノ

ミヲ唱ヘナバ世間或ハ其旨ヲ誤解スル者モ多カラント思ヒ……國權論一冊ヲ記シ二冊同時ニ印刷ニ附シテ之ヲ發兌スルモノナリ

と傍點を附して居るが、福澤が民權論の發生が開國に原因ありとしたのに對して、春嶽は民權論の發生しなかつた理由を、「君主專制ノ故ナリ」と朱書して居る。

第一章總論に於ては、

一家ノ本ハ婦人ニ在リ

との書出しに傍點を附すと共に、「卓識可驚」と朱書して居る。

福澤の文章は、高尚な理論も、卑近な事例を例證とする事に依り、平易明快となつて居る。此處では庶民が國家の基本たる事を論述する爲の例證として、婦人が一家の本なる事を述べて居るのである。この福澤の引用例に對し、

婦人ノ勢力甚タ強キモノナリ

日本ハ男子國ニテ家ノ亭主ガ威張リ細君ハ恰モ下女同様ナド云ヘドモ決シテ其實ニアラザルノ證據アリ

子ハ必ス父方ノ祖父祖母ヨリモ母方ノ祖父祖母ヲ親ミ母方ノ叔父叔母ハ父方ノ叔父叔母ヨリ遠慮少ナシ……家ノ子供ハ過半母ノ支配ニ在ルモノト云テ可ナリ

衣服飲食住居家具ニ至ルマデ大抵ハ婦人ノ注文通リニ行ハレザルモノナシ

等傍點を附すと共に、最後のものについては「允ニ然リ」と朱書して居る。

かくて次に福澤が本論に入つて、國家の基本は一般民衆にありと論じたに對し、

經濟ノ本ハ中等以下ノ民間ニ在リト云ハザルヲ得ズ

との斷言に對して、「衆人イマタイワサル所也」と朱書して、感心して居る。更に、
租稅ハ大抵百姓ノ納ル所ノ物ニシテ政府ノ身代ハ全ク百姓ニ依テ立行クモノナリ。唯米麥ノミニ限ラズ木綿ニテモ絹
布ニテモ家財諸道具都テ人間日用ノ品ヲ見テ其出處ヲ尋レバ中人以下ノ手ニ成ラザルモノナシ。
と述べたに對して傍點を附すと共に、「政府ハモトヨリ華士族コムニ注目スル肝要ナリ」と朱書して居る。
春嶽は更に、

家ノ本ハ婦人ニ在リ天下ノ本ハ民間ニ在リ……國ノ富強モ文明モ先ツ婦人ト民間トニ相談セズシテハ叶ハヌ事ナラ
ン。然ルニ今世ノ中ノ學者ヲ見レバ其論スル所何レモ尤ニ聞ヘザルハナシ。政府ノ有様ヲ察スレバ其處置何レモ尤ニ見
ヘザルハナシ如何ニモ申分ナキガ如クナレトモ唯如何セン政府ハ政府ノ帷幄談學者ハ學者ノ書齋論ニシテ下等社會
ニ通スルノ路ナク其有様ハ床下ニ在テ樓上ノ談ヲ聞クガ如シ。

と傍點を附し、「學者モ政府モ皮相論トシルベシ」「此喻最妙」と朱書して居る。

かくて福澤が民權論の必要を暗示したに對して、

人民……眞ニ日本國ノ本ニシテ天下經濟ノ源ナレバ如何ニモシテ相談ヲ遂ルノ路ヲ求メザルヲ得ズ

と傍點を附して注意して居る事は、且て獨裁政治に反対した春嶽としては當然と云へるのである。

第二章國權ヲ重ンズル事に於て福澤が國權を説明したに對し、

國風アレバ此國風ヲ守ルモ此國風ヲ變スルモ今日コレヲ變シテ明日又コレヲ改ルモ自由自在勝手次第ニシテ聊モ他

國人ノ差圖ス可キ所ニ非ズ之ヲ一國ノ權ト云フ若シモ他ヨリ之ヲ犯シテ我國ノ邪魔ヲスル者アレバ之ヲ國權ヲ犯スノ無禮ト云フ無禮者ハ之ヲ打拂テ可ナリ遠慮ニ及バザル事ナリ

と傍點を附して居る。更に福澤が幕末の政情を引用例として、國權を重んず可き事を説述したに對しては、春嶽は最も感慨深いものがあつたようで、隨所に往時を想起して居る。

我日本ハ古來鎖國ノ風ナリシガ嘉永年中亞米利加ヨリ使者ヲ以テ書面ヲ差出シ鎖國ノ古風ヲ變シテ外國ト附合ヲ始メ國產ノ品ヲモ互ニ交易シテハ如何トノ掛合ニテ其時ニハ國內ニ様々ノ異存モアリテ議論紛々タリシガ詰ル所ハ彼ノ注文通リニ條約ヲ結テ港ヲ開ク事トハ爲レリ

と傍點を附すと共に、様々の異論ありと述べてあるに對して、「異存所テハナク大ニ沸騰ス」と朱書し、開國に至つた事に對し、「米人ハリース云ク日本ハ追々開港ニナリテ開化ノ度ニ從ツテ國大變革ヲ生スヘシ果シテ維新ノ大變革ヲ生スハリースノ名言至今虛ナラズ」とハリスの言を想起して居る。

日本人ノ守ル可キ法度ハ外國人モ固ヨリ之ヲ守ラサル可ラズ譬へバ謂レナク田畠ヲ荒ラスハ日本ノ禁制ナリ外國人モ之ヲ犯ス可ラズ、人家近キ所ニテ鐵砲ヲ放ツ可ラズトノ法ハ日本人モ外國人モ共ニ守ル可キモノナリ「假令ヒ些細ナル事柄ニテモ外國人ニ限リテ之ヲ許シ日本人ニハ許サズト云フ箇條ハ條約ノ面ニ決シテ記シタル事ナシ」唯日本人ト外國人トノ間ニ爭論ノ起リシトキ日本ノ人原告ニテ外國人ニ罪アレバ其罪ハ外國ノ法ヲ以テ之ヲ罪シ外國ノ人原告ニテ日本人ニ罪アレバ日本ノ法ヲ以テ其罪人ヲ處置スルトノ約束アルノミ

と外人の治外法權を悪利用する傾向を非難せる部分に傍點を附し、「福澤氏ノ意大ニコムニ含蓄ス」と朱書して居る。

更に福澤が、治外法權承認の理由を彼我風俗の相異なりと説明したに對し、「未開ナルガ故也且日本ノ威力弱キカ故也」と朱書し、又、

外人ハ常ニ本國ノ勢力ヲ以テ不理屈ノ後口楯ト爲シ甚シキハ些末ノ小事ニ就テモ本國ヨリ軍艦ヲ差向ルナドノ粗言ヲ用ヒテ云々

と傍點を附し、「日本ヲ蔑視スルノ形勢ナリ」と記すなど、各所に外人の態度に憤慨して居るので、或は春嶽が激烈なる攘夷論者の如くに見受られるのであるが、

開港ノ一條ニ就テ國ノ利害ヲ以テ云ヘバ損亡バカリニ非ス開港二十年以來日本人モ學問ヲ勉メ物產ノ道ヲモ開キ就中舊政府ヲ改メテ新政府ト爲シ人民モ自主自由ナド云フ事ヲ唱ルニ至リシハ全ク開港ノ致ス所ニシテ回リ回リテハ我利益ト爲リシ事モ多シ

との部分に傍點を附し、素直に其論旨を認めたのみならず、福澤が、ペリーが武威を以て開國を要求したのは無禮であると述べたに對して、「未開國ニ來ルハ米人數艘ノ軍艦ヲ以テ訪來ルモ無理ナラスト思ヘリ」と記して居る如きは、やはり開國論を主張せる春嶽としては當然の事である。

亦生麥事件の引例に對し、「三郎君供方切捨タルハ我國法ヲ守ルニアラズ三郎君ノ深意アル事ニテ言不厄言」と記し、長州藩の外船攻撃に就ては、「毛利家ノ打拂ヒハ故アル事ニシテ尊王ノ意ヲ表シテ天下ノ有志ノ満足ニ供スルノ謀ナリ」と記し、更にこの事に關して、福澤が、

幕府ニテハ頻ニ心配シテ「當時物論沸騰人心不居合ノ折柄ナレバ日本ノ内海ヲ通航スル事ハ暫ク見合セ吳レヨ不意

ニ砲撃ノ變モ計リ難シ萬萬一ノ事アリテハ兩國交際ノ上ニモ差響キ甚タ以テ不本意ナリト事ヲ分ケ理ヲ盡シテ談判スレトモ」外國人ハ少シモ聞入レズ態ト瀬戸内ニ船ヲ乘入レ下ノ關ヲ通航シテ毛利家ノ砲撃ヲ促シ云々と傍點を附し、幕府にて心配したとの條に對しては、「我輩ハ心配中ノ一人ナリ」と記し「」の部分に對しては、「此處ラミレバ往事を追思シテ抱卷テ泣ク」と記し、外人が幕府の願を聞入れぬとの條には、「蔑視日本」と記し、砲撃を促したと述べた條に「可惡」と記す等、往事の苦心を想起せる生々しい感慨を記して居る。

更に福澤が、明治初期迄外交上大なる失敗も無く、且よく外國の威壓的態度に耐へて紛争を起さず、爲に獨立國の體面を維持する事が出來た事を祝して居るに對し、「目今可視ナリ」、「後來如何」と記し、國權を尊重する事には學者等は勿論、一般人も注意すべき事であると述べたに對し、「第一ノ注意スル所ナリ」と記して居る如きは、春嶽が國家の獨立、國力の發展を希望して居る事を明に示すものと見られるのである。

第三章約束ヲ大ニスル事に於ては、福澤は近時ようやく外國との交渉が親密となつて來るから、特に外人と約束は、約束條文に細心の注意を拂ひ萬全を期すにあらざれば、本人の損失のみならず、國家の損失にもなると誠めて居るが、その一例として、内外の姦商が活躍するを述べて居る。福澤は此の姦商が一時巨利を得たが結局不幸な最後に終つた事を知つて喜んだ事を述べたに對し、

小兒ラシキ事ナリシカトモ覺ヘズ手ヲ拍テ快ト稱シタリ

と傍點を附すと共に、「福澤大人讀譯出テ日本ヲ愛スル情感佩々」と記して居る。

第四及び五章内外ノ事情ヲ詳ニスル事に於て、福澤が、最近萬事西洋を無批判に尊び、我をいやしむ事の多きを指摘

し、彼等の事情を充分考察の上、彼の長を攝り我短を捨つ可きを説いて居る條に於て、

開港ノ初ニハ攘夷ノ議論喧シク國內有志ノ輩ハ一筋ニ外國人ヲ敵視シテ之ヲ打拂ハントシ其議論ノ末遂ニ徳川政府ヲモ倒シテ王制維新ノ今ノ世ト爲リ叔世ノ中ノ人情如何ヲ察スレバ攘夷ノ議論ハ忘レタルガ如シ

と攘夷より一變した事を説いた部分に傍點を附し、「回思往時涙々」と朱書して感慨を述ると共に、徳川政府を倒した事を述べた條に對しては、特に傍線◎を附し、「此五字先生ノ宗家ヲ愛シ僅ニ此五時ニテ事情詳悉感泣々」と朱書して居る。

即ち春嶽は外人排撃を主張する攘夷論者が、幕府を倒すや、開國論に轉向した事を述べた、福澤の論調から、攘夷論が實際は倒幕を實現する口實に過ぎない事を述べ、倒幕の舉に出た事に不満を感じて居る事を鋭く感受したのであつて、これは春嶽自身猶も徳川幕府の倒壊をおしんで居る傾向を有して居る事を示すものであると共に、其故に福澤の舊徳川幕府への同情心を鋭敏に感受して居るのである。

西洋ノ學問甚タ大切ナリ其眞似モ亦甚タ大切ナリ王制維新ノ始末モ其本ハ洋學ノ工夫ニ依テ成タリト云モ可ナリ
と記した條に傍點を附し、「實ニ注目すべき所ナリ意表」と朱書すると共に、福澤が隨所に無批判に西洋流儀をよしとする風の強きを攻撃して居るヶ所に對して、「先生西洋學者ニシテ西洋ニ心醉セザル事明ニ白ニ感佩」、「アイ、ガブルメントノ景況ヨリ日本國中ヨク波及セリ」「暗心醉者流ヲ厭フ可喜」「文明化開ノ西國野蕃ニ劣レリ洋學者流ノ頭上ノ針ナリ」等と朱書して贊意を表明して居る。然も福澤が、

日本人ノ性質ヨク學問ニ適當シテ祖先遺傳ノ教育アルニ非ザレバ何ヲ以テ俄ニ此盛大ヲ致ス可キヤ……其學力ヲ平

均比較シテ豪モ外國人ニ讓ル所ナキノミナラズ往々彼國ノ生徒ト競争シテ其右ニ出ル者アリ此輩次第ニ成業スルニ至レバ方今過分ノ給料ヲ以テ雇入レタル諸外國人モ數年ハ後ハ必ス不用ニ屬スル事期シテ待ツ可シ

と述べたに對し傍點を附し「先生の愛國溢紙上」と朱書し、或は福澤が、事物益繁多ヲ致シテ智力益活動ヲ逞フシ小ハ人生一身ノ本分ヲ達シ大ハ獨立一國ノ權ヲ興張セン事余輩ノ常ニ願フ所ナリ。

と述べたに對し、「余亦常所願也」と記して居る如きは、春嶽が幕末に於けると共に國家の富強發達を希望し、無批判に歐化を唱る世情に多分の反感を抱いて居る事が推察される。

春嶽が傍點を附して居る他の一冊は帝室論である。第一に於いては、

我國に古來より皇室の尊嚴と神聖を利用して人民に敵した者もなく、「又日本の人民が結合して直に帝室に敵したることもなし」往古の事は姑く閣き鎌倉以來世に亂臣賊子と稱する者ありと雖ども其亂賊は帝室に對するの亂賊に非ずして北條足利の如き最も亂賊視せらるゝ者なりと雖ども尙且大義名分をば蔑如するを得ず」亂賊と云ふも「互に其遵奉の方法を爭ひ天下の輿論」に依り決せられるものである。「我輩固より此亂臣賊子の罪を免すに非ず」皇室より見れば「亂賊も亦是れ等しく日本國內の臣子にして天覆地載の仁に輕重厚薄ある可らず」従つて我國に「眞實の亂臣賊子なし」と云ふ可きなり。國會開說の命に依り、政黨の生ずる時、「我輩の最も憂慮する所のものは唯帝室に在り」即ち一黨に援助すれば、他黨の怨を受け「帝室は恰も政治社會の塵埃中に陥りて其無上の尊嚴を害して其無比の神聖を損するなきを期す可らず。國の爲に憂慮す可きの大なるものなり」故に皇室は政治社外に立つ可きであ

る

との論旨は各々傍點を附して居る。

春嶽が、特に福澤の論旨中「帝室は政治社外のものなり」「帝室は萬機を統るものなり萬機に當るものに非ず」との語に傍點を附して居ない事は注意さる可き點である。

第二に於ては、

帝室は政界を離れ、精神界の中心となる可きである。西南役後の解兵が、簡単な慰勞の詔を以て平靜に實行された如きは、「世界中に比類少なき美事と云ふ可し」國民の皇室に依頼する所大なるを以て、法規上死刑に處すべきも情實上殺し得ざるが如き場合「帝室に依頼して國安を維持するの外方便ある可らず」然も之にて米大統に於ける特赦の權以上の効果を得るのは、「我日本の國民は特別に帝室を信ずるの情に厚き者と云はざるを得ず」

との論旨に傍點を附して居るが、こゝでも春嶽が、「一國の政治は……畢竟形體の秩序を整理するの具にして人の精神を制するものに非ず」「我帝室は日本人民の精神を收攬するの中心なり」との語に傍點を附して居ない。

春嶽は、かつて幕府に常に要求して居た公議政治の採用について、土佐藩から大政奉還を進言した際、採用の内意を傳へて來た幕府主腦部に對し、直に贊意を表せず、大政奉還に對する幕府の考へ方を充分質問して後、ようやくこれに贊意を示した事があるが、この福澤の帝室論に於ても、充分福澤の主張の根本を理解せぬ内には、輕々しく其の該心に贊意を表しないのではないだらうか、第一・二に於て福澤の意圖を了解し得たのであらう、第三に於ては、
「帝室は直接に萬機に當らずして萬機を統べ給ふ者なり、直接に國民の形體に觸れずして其精神を收攬し給ふ者なり、

「專制獨裁」の政體では兩者を兼備するが、立憲國家に於ては、政府は「唯全國形體の秩序を維持するのみにして精神の集點を欠くが故に、帝室に依頼すること必要なり」然も精神は形體の帥である故、精神界の中心となる事は、「焉ぞ之を虛位と云ふ可けんや」又議會政治に於いて、政黨に武力を附與する事は避く可きであるから、軍人の政治界に赴くを制するは亦、「帝室に依頼せざるを得ざるなり」

其要點に明確に傍點を附して居るのは、前記の推測を裏付けて居るが如くに思はれる。

この福澤の著書に對する春嶽の書込から、春嶽が福澤の論旨に近い思想を有して居る事を知り得るのである。勿論この書込が何時なされたかについては全く知る由もない。然し春嶽が贊意を表したのは、決して福澤の著書を讀んだ事だけに起因するものでなく、その根ざす所は更に深いものが存すると考へられる。

三

福澤の論旨に贊意を表する春嶽の思想は、彼が最も活潑に活躍した幕末に於ける行動に於て考察する必要があらう。春嶽はペリー渡來に際し攘夷論を主張し、注目を受けるに至つたのであるが、此際に於ける春嶽の論述には、徳川齊昭の影響もあつて、

二百餘年の嚴制を犯し數ヶ條之難儀相願……使命を遂んか爲に兵威を挾み或は御國法を無智之政駄と稱する類實に本邦を蔑視するの甚敷言語同斷之至……全船粉碎して 神國の御武威を万國に不被輝候半而は難相成……本邦有限之財物を以萬夷無盡之嗜欲に交易致候時は衰弊日を刻して俟へく……何れの道にても御許容無御坐候方御長策に可

有御坐と奉存候(註7)

と激烈な語調で開國の不可を論述して居る。

然し此の建白書並びに齊昭との往復文書に見られる主張の中には、

固め人數有ながら水を汲候而も何ても穩便にとの事にて手差し不相成は切齒も歎息も扱置上は第一 天照皇大神

天朝御代々 神祖御始御代々へ被對相濟申間敷(註8)

方今之時態を致熟慮候得者左様(打拂ひ)にも御取計難被成も無御據次第……當夏渡來之儀者既に昨年より端々巻說
も有之事に候處別段御嚴備之御待受も無之臨時書翰御受取に相成候事故一時之御權道とは乍申有志之徒は甚以殘念
至極に存居候處再御權道と被稱和親御約定等に相成候はゝ全く兵威に恐れ彼か術中に落入候姿……右様御屈辱を御
忍ひ被成候 御武德之衰弱を見透候時は異國は扱置全國之大小名迄も如何見取可申哉に而御國地の御政道も是迄之
御振合立行兼足利氏之末世同様にも可有御坐歟と致恐怖候……天下向ふ所の心志を御治定御座候而先ツ大元帥を被
建兵馬之權柄を御委任御坐候義最第一之御急務に可有御坐と奉存候(註9)

など幕府の應接態度を不満とし、むしろ對外意見の重點は國內の統一強化と、國力の充實速成とに置かれて居ると見られるのである。

春嶽は對内政策の具體策として、大元帥設立を第一とし、大元帥指揮の下に、戰地を江戸に定め、海岸民家の撤去、砲臺建設等の防戰計劃を樹立實行し、他方參觀交代制度を改革し、諸侯の經濟的困窮を求濟すると共に、大名各自をして國防力を充實せしむべしと論じて居る。

この春嶽の具體策を採用すれば明年春迄には一應目標に到達し得るとし、したがつて

異船渡來候共當年之形勢に事變り整々之旗堂々之陣沈深靜定犯し難き眞實之御嚴備を以御待受被遊扱御返答之儀は漂民御撫恤之外は願之趣御取揚難被成段非を咎めて夷情を激せず威を憚りて我を屈せず義理分明公正穩當にして嚴然たる御取扱に相成候は漸く蔑視之夷情を挫き暗に朶頤之念を絶候は神洲之英武往昔に復し萬古獨立之帝

國地球上に冠絶するの御美名も初て全かるべき義と奉存候(註10)

と國威失墜の事もなく難局を開きし得ると論ずるのであるが、敢へて一途に攘夷を強調せず、「義理分明公正穩當にて嚴然たる御取扱」を要求して居る如き、當時一般に感情的攘夷論の多い中にあつて、注目に倣する議論と云はねばならない。

又春嶽が大元帥として、齊昭を指名推舉したのは、當時幕府に中央政府としての、全幅の信賴を置いて居らず、外様大名に信望厚い齊昭に依つて、人心の統一を意圖したものであり、幕府の現情を不満とする考えの現はれと見る事が出来る。

諸侯之困弊は皇國の衰弱ニ而大事至極の義と奉存候(註11)

心力を盡し精忠を抽候諸侯も毎々之勞役にて國力虛耗之處より可奉救助事難相叶時勢に相運ひ可申は眼前に候何卒右等の處被思召詰候ハ一刻も早く諸侯と御盟約の上治務御擲却専ら金革の務に相成不申候半而者迫も御威光御恢復御見詰無之と奉存候(註12)

等と述べて、幕府の諸侯統御策の根幹をなす參觀交代制度の改革意見を述べて居る如き、後年春嶽が幕府の專制政治を

否定するに至つた思想の萌芽と見る事が出来る。

斯かる春嶽の建議は、幕府の最も嫌惡する政策であり、到底實現の可能性は存しない。然も他方彼我接觸の機會は頗る多く、爲に國力充實の速成が急務とされるに及び、春嶽は堀田閣老が老中首座に就任したのを機に、

第一之憂患ハ當時儲副未タ御建立無之乍恐大樹公ハ御病身と申發令も多くハ宰執有司之儀より出候儀於天下懷疑懼候折柄ニ候得は建儲之一條は治亂之急務天下屬望之基本ニ候(註13)

天下之人望を御繫留と申儀は乍恐御幼稚之 若君様よりは橋君(一橋慶喜)御入ニ相成候方天下之御爲ニハ可相成(註14) 其上ニ而諸蕃之御待遇筋益信義禮節を被重候ハヽ恩威併行御武德之程海外諸國江も傳播仕候而國家之御政道を奉感自ら非望之念も消滅いたし盟約も慎守可申和親ハ末永ク相續闔國益太平之御仁澤を蒙り 御祖宗以來武を以て御政道被爲立候趣意に相叶國家御鎮撫之御任ニも御相當可被遊御義と奉思考候(註15)

と將軍繼嗣の必要を論述して、幕威回復を策して居るのである。

春嶽は此處で、「諸蕃之御待遇筋益信義禮節を被重候はヽ云々」と彼我交際の存在を否定せず、更に安政四年十一月の建白書に於て、

一、方今の形勢鎖國不可致義は具眼の者瞭然奉存候

一、我より航海を禁め諸州へ交易ニ出候事企望の折ニ候故道理を以て來乞候者は御拒絕無之筈ニ候得はミニストルの義も同斷にて候

一、強兵之基は富國ニ可有御坐候得は今後商政を釐め貿易之學を開き有無相通し 皇國自有之地利に據り宇内第一

之富饒致度事ニ御坐候

一、人を制すると人に制せらること所争僅ニ先之一字ニ候當今の勢尤此ニ可止奉存候

一、左すれハ坐ながら外國の來責の俟居候よりは我より無數之軍艦を製し近傍之小邦を兼併し互市之道繁盛ニ相成候は、反而歐羅巴諸國に超越する功業も相立 帝國之尊號終ニ久遠に輝虎狼の徒自ら異心消沮可任是只管懇願の次第に御坐候

一、右ニ付内地之御處置只今迄之舊套ニ而は難相濟候其大綱を申候ハは第一兼ニ申上置候賢明の御方儲貳ニ可被相立事

一、天下之人材御擧用可有之事

一、太平之文節御減省有之兵制御改革可有之事

一、大小名の疲弊を拯ひ陋習を破るべき事

と積極開國論を主張すると共に、國內改革の必要を力説して居るのである。

攘夷論が開國論に變化したのは、事實上彼外交際の端緒が開けたと云ふ事もあらうが、春嶽の對外知識の増大と云ふ事が最大の原因であらう。而して春嶽に對外知識を増大せしめる原動力となつたのは、先づ家臣橋本左内であらう。春嶽の攘夷論も國力充實を必要として居たが、開國論の目的とする所も、國內改革と貿易に依り富國強兵の實現に存した、そのいづれもが幕府の現情に不満を抱き、之を改革する點に重點が置かれて居る事は、注目すべき傾向である。

將軍繼嗣問題を廻つて、春嶽等の幕政改革派は一橋慶喜を推し、從來の幕政の強化を意圖する幕權固執派の南紀派と

激しく對立した結果、井伊大老の彈壓に依り一應其の主張は押へられるに至つた。此處に於て、幕政改革派は京都を中心とし、幕權固執派に對抗し、或は櫻田・坂下兩門外變に依り、幕權固執派の政策を根本的に覆へさんとした。此處に京都が幕府と對立するものとして重大な意義を持つに至つたのである。

が要求したのは、

速に徳川氏の私政を御改良あつて兩敬の特典を奉辭し給ひ早々御上洛にて是迄の御失態を御陳謝被爲在臣事の名分を天下に明示せられ諸侯と輩下に盟ふて、叡慮を奉し外國の交を親密にし威信を嚴明にし大ニ武備を更張して皇國を維持し外侮を不被受様の大策を被建候より外有之間敷(註17)と幕府私政の放棄、將軍上洛、朝廷尊崇武備充實等の諸點である。

この春嶽の強調する「幕府私政」について、春嶽自ら、

在廷の諸臣……一己の私心可有之様も無之只管御威權の衰へ御舊法の頽敗を歎き何卒して挽回せんとの……至情の事業に發候所へ舊染の私政に外ならず候故天下の人心にハ背馳いたし候幕府へ奉する忠信の爲に天下に答ふるの誠意を失ひ物而幕府の力を以天下を治めんとする熱心のみにて天下の力を仰せて幕府を維持する念慮ハ無之候(註18)と定義して居る、從て幕府私政を放棄すると云ふのは、

唯天下の人心に隨ひて治むる事にて天下の見て私とする所を去り非とする所を改むるの外に出す(註19)

天下輿論之公に從ひ非とし私と斥す處は悉く去り盡し天下ニ謀つて天下を治め人心に從ふて人心を安んじ候(註20)

即ち輿論採用の政治であつて、その具體策として諸侯會議政治を主張するに至つたのである。諸侯會議の斷行により輿論が一定し、

天下一躬之如くニ相成候得は幕府は自ら首領之威權あるべきは必然之勢(註21)

であると主張して居る如く、公議政治の採用に依る公武合體實現の最終の目的は、幕府の存續繁榮に存したのである。

朝廷を尊崇すべき事は、春嶽の常に主張する所である。然し此處に注意されるべき點は、朝廷が政治的に發言力を有する時には、幕府の存在價值なしとして居る點、換言すれば、朝廷を全く政治界の埒外に置く事を希望して居る事である。春嶽が政治總裁職に就任、京都に於て諸公會議を開催し、公武合體の實を揚げむと企圖した際の京都の情勢に對して、

過般來 朝廷より強て攘夷の期限を促され幕府其急速に實行し得へからざるを知れとも之を爭ふ事能ハす又浮浪輩の暴行に於けるも幕府これを處理するハ容易き事なれと 朝廷に於て暗に其所爲を庇護せらるゝため拠棄し置さるを得ざるなど其紊亂識者を待たずして明かなる事とも多かりしか斯る次第に至れるは畢竟政令の出る所 朝廷幕府の二途に分岐せる故……此際幕府より斷然大權を 朝廷江返上せらるゝか 朝廷より更に大權を 幕府に委任せらるゝかの中いつれか其一方に定められすてハ最早天下の治安は望むへからず(註22)

と述べて、大政奉還を論じ、諸侯會議開催の余地なしとして、自らも亦政治總裁職の辭表を呈出したまゝ歸國してしまつたのも、京都の形勢に不満を感じた事が大きな原因となつて居るように思はれる。

公武一和を口にする春嶽の意圖する所は、上述し來つた如く幕府統治力の強化を終局目的として居る、従つて幕府と同時に朝廷よりも政令を發せられる事は政令一途に出るものとして反対するのである。朝廷が政令を發するならば、朝

廷自ら政權を擔當すべきであり、全責任を負はないならば、全面的に幕府に政治を委任するのでなければ、公武合體の餘地なしとしてゐる。

淺井清博士は、公武合體思想について、

朝廷の主權を確立し、其授權に依る幕府の政權を確認し、封建制度をそのまま維持せんとするものである。故に此思想に於ては封建制度も肯定せられ、更に武家の幕府制度に依る政權も亦肯定せられる。唯徳川幕府が餘りに多くの政權を行使することを大義名分上不可と爲し、朝廷の主權を幕府の上に確立し、朝廷の御指圖の下にのみ、幕府が行動せんことを主張するものである。^(註23)

と説明されて居る。即ち博士の説く公武合體思想は、朝廷が政治政策決定の最高の權力を保持する事を前提條件とするものである。従つて從來政治的に獨裁權を把握せる幕府を從屬せしめる事を必要とする譯である。その故にこそ公武合體思想の説明に引續いて、

而して此制度の實現の爲には、薩長の如き實力ある雄藩が、幕府を牽制し得るやうな地位を與へられねばならぬ^(註24)と記して、薩長等諸藩の實力を朝廷に利用する事に依り、幕府の優位を押へんとする意圖の存する事を暗示して居られるのである。

今かかる朝廷の政治的優位の確立を第一の基礎條件とするものが公武合體思想であるとするときは、春嶽は公武合體思想に對立する思想の持主と断じなければならなくなる。然し春嶽の思想を簡単に佐幕思想であると斷定する事は出來ない、佐幕思想の解釋については頗る困難であるが、所謂佐幕派と呼ばれて居る人々を、舊態の幕府の絶對的獨裁政治

力を持てる時代を理想とし、幕府の權威の回復を圖らむとする思想家とする時は、春嶽はかかる人達にも反対して居るのであるから、佐幕派的思想家とも云へない。

此處で注意すべきは、春嶽は所謂公武の一和を主張して居る點、外見上薩藩と行動を共にするものと云はねばならぬ、然も其の運動の根底をなす思想に於ては、淺井博士の公議政治思想の定義と矛盾を來すのである。然も猶春嶽の動きは公武合體運動と云はざるを得ないのである。従つて、淺井博士の定義を、後日倒幕運動に轉向する可能性を内蔵する薩長の公武合體思想と解す可きではなからうか。

従つて公武合體運動は、朝廷に政權を附與するか否かを論外とし、單に朝廷を尊崇する必要を力説する點、幕府の現情を不滿とし、これを輿論の要求する線へ改革する必要を認める點に依つて行動するものであつて、單に幕府權威の回復のみを目的とする、狹義の佐幕論や、幕府の存在を否定する倒幕論と對立するものである。

春嶽が公武一和を主張したのは、明らかに輿論が、幕府政治の變革を要求し、その要求貫徹の爲に、朝廷を利用せんとする勢力の強大となつた事を認め、かかる傾向は、朝廷が或勢力の代辯者として、政治界に介入する事となり、それが單に幕府の存在を危險にするのみならず、朝廷に於ける勢力獲得の運動が、激しい内亂を伴ふ危険をはらむ爲に、この危険を解消せしむる手段として主張したものであり、薩長のそれは、自己の要求を、單に主張した時は、幕府に臣事する薩藩の意見として、幕府の政策に不都合の時は、拒否される可能性が多分に存する故に、朝廷を利用し、これを背景として、自己の構想を幕府に要求せしめんとするに存したと見る可きではなからうか。

斯く解釋する時、公武合體運動とは、根本的には、全く相違せる思想が結合するものであり、他日薩長二藩が、こゝ

から倒幕運動へ轉化して行つた理由も考へられるし、春嶽が倒幕運動に對立して、賢明諸侯會議政治論或は、公議政治論を主張して行つた理由も首肯され得る様に思はれる。

從て公武合體運動全般に共通する、公武合體思想とも云ふ可き思想は存在せず。單に現政情に對應する手段として、表面的に類似せる動きが見られるに過ぎないのであつて、公武合體運動は存しても、嚴密な意味で、公武合體思想と呼ばれる可きのものは無いと見る可きではなからうか。

四

人材登用、輿論尊重の必要は、既に早くより主張されて居たが、春嶽が公議政治論を主張したのは、文久二年政界に復歸して後の事である。改事總裁職に就任し、幕府私政を攻撃した春嶽は、

私見を去つて公道に隨ひ天下と大同之政を御執行ひより外ハ有之間數と被存候註25

と論じ、更に「大同之政」の具體策としては、

天下の大小諸侯を集めて今後の國是を議せしめ全國一致の決議註26

を求めることがあると考へたのである。然し天下の諸侯を集めて全國一致の決議を得ると云ふ事は、實際問題として容易に實現し得る事ではない、是は「大同政治」具體化の理想と見る可きであらう。

春嶽が諸侯を集めて會議を開催し、以て國是を決定せんとの考へを抱いて居る時、薩藩士高崎猪太郎が、

英傑之名望ある者ハ壹人之無遺漏廟堂ニ大集御熟論無之候而ハ不相濟場合ニ候得は右名候之御末席ニ乍不肖寡君實

父三郎儀を御召加有之候而は如何可有御坐哉

(註27)

と諸侯會議を開催し、久光をもこれに参加せしめる案を提出するに及んで、將軍の上洛、慶喜春嶽の上京も間近い事とて、俄に此の案が採用せられたのである。然るに京都の情勢は、過激攘夷論即ち倒幕論の勢力強く、春嶽の意圖が裏切れられ、政令二途に出るに及び、公武合體の望なしとして將軍に大政奉還をすゝめ、自らも政事總裁職を辭して歸國してしまつたのは前述の如くである。

そこで春嶽の政事總裁職辭任は餘りに無責任であるとの非難が起り、朝廷幕府より所罰されたのに刺戟され、越前藩の藩議は從來のものに比して過激となり、

此際各國公使を京都に呼び登せられ、大樹公關白殿を始め、朝廷幕府とも要路の御方々列席にて彼我の見る所を講究し至當の條理に決せられ然るへし

於朝廷黜陟進退被遊列侯方にて有名之御方御擧用に成度諸有司之撰舉ハ必しも幕士に限り不申列藩有名之士ハ御用

(註28) 朝廷にて御惣裁被成度左候へば政出、朝廷日本國中共和一致の御政事と相成り終に治平に歸し可申候事

と朝廷を政治上の最高位に置き朝命を以て所信を決行せんとする論議に決定したのであるが、然し其後間も無く從來の幕府をして政治上の最高位たらしめんとする思想が再び優位を占めるに至つたのである。

八月十八日の政變に依り、京都に於ける過激攘夷派が失脚するに及び、再び諸侯會議に依る國是の決定の可能性が生じ、春嶽は欣喜して上京、朝廷參與として朝議に參劃するに至つた。此の事は、薩摩藩の主張する朝權確立を基礎條件とする公武合體運動の具體化である。従つて、薩藩が、朝廷に於ける勢力を擴大し、更には諸侯會議を口實に、幕政に

迄干渉する事となつたのであるが、かゝる薩藩の抬頭を嫌ふものが、特に幕府側に現出する事も當然である。所が春嶽は幕府の此の態度を

方今公武の御一和漸く整はんとするに至りけれど天下の人心尙未だ一に歸せず故に幕府にありてハ深く時勢の由て來る所以を考察し……舊例古格に拘泥せず斷然一新の政策を立らるゝか肝要なるべし。
(註32)

と攻撃し、更に、

朝幕之御爲ニ相成候而こそ一身之盡力ハ不及申國力を擧て上京周旋も致候ヘ宗家之幕議如此ニ而は所謂頼む木ノ本
(註33)

雨漏仕合

と幕府より嫌惡された事に不満を漏して居るのである。

幕府が倒幕傾向に赴かむとする薩藩の行動に對し嫌疑を抱き、更に之と行動を共にする春嶽にも嫌疑を抱くは當然であるが、前回上京の際春嶽は、

斷行し得へからざる攘夷拒絶の如き又終に與へずて止を得へからざる生麥事件の償金の如き定見ある所を朝廷へ申上す空しく時日を費されてハ天下の危難立所に至り到底永く政柄を維持する事ハ難かるへし近日島津三郎上京せ
るよし定めて此二事の難局を排除する事に盡力すへけれハ賴もしきか如くなれと若三郎の盡力を賴ミ難局を排除し
得なハ夫の爲め今後政柄は何人に歸すべきや矢張幕府は虛器を擁せらるゝ事となるへし
(註34)

と薩藩が京都に勢力を得て幕府に代らむとする事を嫌つて居たのであるのに、今回は共同行動に出て居る事は一見矛盾する如く考へられる。

然し春嶽が専ら薩藩と行動を共にしたのは、八月十八日の政變が薩藩の盡力に負ふ所が大きく、從て朝廷内部に對する薩藩の勢力が頗る強い爲、薩藩をして幕府に反抗せしめる時は、公武合體が不可能になるばかりでなく逆に亡びるおそれも存するが爲である、從て春嶽は此の間の事情を、

(將軍)御上洛前の形勢止むを得ざる次第ありて參豫を置かれけれと云々^(註34)

と述べて居るが、

參豫の諸侯を閣老の上に置て國事を議せしめ且大に人材を撰擧せらるべし^(註35)

と述べて居るのは、明らかに從前の思想と同一である事を示すものである。即ち賢明諸侯を閣老の上に置く事は、後見職或は政事總裁職と同列か或は其下に位置せしめようとするもので、明らかに將軍の配下に置くものである。

かく考へる時、春嶽がしきりに薩藩と行動を共にし幕府に態度の改正を要求してゐる事から京都に特殊勢力を有する薩摩藩を倒幕派陣營に立たしめぬ事に依り、朝幕對立の情勢の發生を防がんとする意圖に依る行動である事が推察されるのである。

其後過激攘夷論を主張せる長州藩が、所謂堺町御門變を起し、敗退したのを機に、

國內如斯及紛亂候も開鎖之兩途明ならず人心兩端に分れ候ニ起原仕候事ニ候へハ當此時ハ天下之群牧を京師へ御集會被爲在於
闕不開鎖兩途之大議論を御一定被爲在候御義……皇國萬安之道相立
皇大神宮以降
天皇生靈を愛育し給ふ
聖旨
將軍家被爲奉安
宸衷萬民之安堵を得可申御政務天下公共之道理を以御確定被爲在度御義と不堪企願之至候^(註36)

公明正大幕府は第一にて天下之諸有志ともに諸有志は有志の列侯なり事を議し天下と共に天下を治メ幕府を輔翼し君臣の名分を明らかにし公武の御合駄大本を建立し開鑓を明かにせんと存申候尤幕府も今之幕府に非らす幕府へ人材を撰舉し大久保越中勝安房杯を始夫々可有之幕辯幕習のぞかすん〔註37〕へあるべからずと述べて居るのである。

さらに幕府が諸侯の反対を押切つて長州再征を主張したに對して、

幕府之御威權ハ朝廷之御依頼と天下諸侯之服從とにより成立候御義に候處此度之御親征ハ……朝野之希望ニ被爲辰候御義故幕府ハ名のみにて畢竟ハ徳川御一家之御私事之様に當候……長防之件ハ先ツ一等之御所置ニ被指置先ツ勤王之御條理を明らかにせられ正人君子を廟堂へ被集諸藩之人材も被召寄公共之御政法を以天下諸侯之人心を御收攬被遊幕府之眞威力を御恢復被遊候義第一等之御急務〔註38〕

と建議して居る如きは、明らかに幕威回復の爲に諸侯會議、公議政治の採用を主張して居る事を示すものである。また將軍死亡に際して、

多年専用せられたる幕府の威權を去り天下有名の諸侯を會同し皇國一般に關する大事ハ一々之と議し然る上其議決を以施行せらるゝ事となり候ハ天下の人心自ら安着すべきなり扱天下の人心安着するに至れハ徳川家よりハ御威光を求められすとも諸侯より御威光を立申す〔註39〕へし

と建議して居るのは、更に諸侯會議の成果を論じたものと云ふ可きであらう。

慶喜は徳川家相續の件のみ承諾し、將軍職繼承の事は、公論にて決す可しとの態度を擄るに及び、朝命を以て諸侯召

集ある可きを建議す可きであるといひ、愈々其の事行はれるに及んで、

以朝命侯伯被爲召候而天下之國是公議を以て御一定被成度との思召立にて既ニ將軍職ハ御固辭之御決心乍憚感服仕候華城におらすして御城代屋敷條城ニ不入して橋邸ニ矢張御在住是固辭之證にて候細節色ニ可有之候得共大綱如斯ニ候今日以朝命群牧被爲召候事傳奏より達有之天下之大幸雀躍舞蹻御同意ニ存候此大好機會ニ當り 皇國萬安之御定策御國是不相立候而是決して再期ハアルマシクト存候(註40)

と慶喜の決意の程を、意見を同じうする山内容堂に報じつゝ喜んで居る。春嶽が此舉を喜ぶ理由は、慶喜が將軍職を辭退して受けず、諸侯會同する時には、

今度參集せらるへき諸侯方の中島津殿伊達殿山内殿等の如きハ有名の御方々なれとも恐ながら其御材力を論しなハ中納言様（慶喜）の上に出らるゝ方は決してあらさるへし故に御面議の上ハ結局中納言様の思召に歸服せらるへしと考へらる……今度衆議の際徳川家の御爲にハ御不都合に當る事なきにあらさるへし去りながら諸侯ハ何程大といへとも到底徳川家の大に追付へき者なきハ申迄もあらされハ如何なる御不合の事をも壓抑せられず御採用となり扱徳川家に於て爾後條理を失へせられずハ御威權ハ矢張地に墮る事なかるへし世論紛この今日諸藩に對し威權を爭ハるゝハ吳こも宜しからざるへし(註41)

とその結果が徳川家に有利に成る事を考へて居るが爲であつて、これまた徳川家が政治的に強力な發言を持つ事を豫定するものである。

其後一度歸國した春嶽が、薩土宇和島の三藩と共に上京國事を議定せんとした時は、薩藩は明らかに倒幕の方向に向

ひ、從て春嶽及び山内容堂の意見とはしばく對立を生じて居る。然し此處で薩藩と對立する事は、結局朝幕の對立となり、國內爭亂を生ずる可能性が多分に存する爲、春嶽は出來るだけ薩の主張を押へつゝ共同行動を攝つて居る。從て朝廷を最上位に置く事を承認せざるを得なかつたのであるが、其意圖する所は、

四藩（越前、土佐、宇和島、薩摩）之建言廟議奉楯仕御手下シ難被成御義御座候ハ、廟議を四藩へ御打出し四藩と共に御研究……四藩を疏外に不被差置巴力門高門士と思召廟議之列に加へられ條理分明に何方も遺憾無之ニ歸候處迄反覆御討論之御決議（註四）相成度

と諸侯會議論より一步を進め、歐洲に行はれて居る如き、議會政治制度の採用による、幕府主權の保持策を考へて居たが爲と考へられるのである。

春嶽が公武合體運動として、議會政治の主張を行つたに對し薩長が倒幕王政復古運動に發展して行つた理由は、既述の如く、薩長の公武合體思想の根底に、朝廷の政治主權の回復と云ふ條件があり、現實的に政治主權を掌握せる幕府に不滿を感するも、之を說得し得ず、むしろ幕府より敵對視されるに至つては、斷然幕府を倒し朝廷に依り自らの理想の實現に努力せんと考へたがためであらう。

春嶽はこうした動きに對抗して、幕府を救助すると云ふ意味から、議會政治論を主張せんとするに至つたと解し得る。かかる意味で、春嶽の議會政治論は頗る重大な意義を有するものと云はねばならぬ。

倒幕運動に對抗する意味で主張された春嶽の議會政治思想の内容を最もよく示したものは、虎豹變革備考と題された建白草案である。此の草案の起草年月は不明で、松平春嶽全集の解説では、政治總裁職就任前後と記し、尾佐竹猛博士は文久二三年頃のものと想定されて居るが、^(註43) いづれもその理由は述られて居ない。

推定されて居る著作年代は大差なきも、猶その間に若干の差異が存し、そのいづれにすべきかは重大な問題であるが、この年代の考察は他日に譲り、今は假に範圍を廣めて、政治總裁職就任前後より、元治元年四月の間として置く、この時期は春嶽が政治總裁として活躍した時期と、總裁職辭任に伴ふ藩論の變動の存した時期で、先述した「四藩を云々」の書翰との間には、相當の年代のへだたりが存する。

この事は春嶽が既に早く議會制度の採用を意圖し乍ら、猶時勢が之を斷行し得る機に非ずとして居た事を證する一史料と云へる。從て彼のかゝる思想は、極めて進んだものであり、公議政治思想として初期に所屬するものと云ひ得るのではあるまいか。

然も春嶽が、敢へてこれを公言しなかつたと云ふ事には、頗る大なる意義を感じるのである。

虎豹變革備考に於て、春嶽は、

於幕府天朝を尊奉して、芟去幕私候事は、第一輕蔑

朝廷之一念を消却せしむること肝要也。

此輕蔑と申者は、渾而從

京都被仰出候事有之候へハ、甚くこれを嫌惑して不奉行、此一條廢せすんべあるべからざるなり。

これによつて考ふるに、老中之權を廢するにあり。

從昔幕府之政度、親藩を重んし、外藩を疎んする宿弊、今ニ至つて甚し。且又、方今は親藩をも疎んする弊害起りて、親藩といへとも怨嗟なきことを不免、

東照宮之遺旨に戻ること不少、今此政度を改革して、徳川御一家之事ニハ親藩を愛重せられ候事勿論なれとも、天下之公論を以申候時ハ、親藩外藩之差別を不隔して、萬事御相談可有之候事但御譜代大名同斷

親藩外藩之差別なく、世に有名之諸侯を擧用して、これを 幕府の上に登せて、天下公共之論を下院ニとりて、又公共之論を議して、幕府より

朝廷江御伺ひ可有之事。

老中を撰任する、五萬石以上^(石鹿カ)三萬以上城主ニテ無之候而は登用せられされとも、自今以後はこれを改正して、外藩内藩御譜代之大名を不論、假令壹万石ニ而も又拾万石に而も、城主無城之隔でなく、有名賢明之諸侯を撰任せしほ度事。

天下公共之論を議してこれを用るには、巴力門^{ハルリモン}、高門士^{コンモジス}則上院下院之擧なんくんハあるへからす。

滿清 日本之制度ハ、自ら權を政府に掌握して、恣に賞罰黜陟を用ゆ、西洋諸州之史をミるに、ハルリモン、コンモンス、アリて國中之政事を公共之論議に登せ、これを賞罰黜陟せしめ、與奪といへとも又然り、英ノ王も佛の帝といへとも、これを自由にする事を得す、今

皇朝之制度も一變革して、巴力門を江戸に、高門士を江戸に創建し、此巴力門は幕府の臣下又ハ諸侯の内なるへく、高門士は諸藩士の有名之者也。

又ハ巴力門を諸侯の藩士ニ命し、高門士は百姓町人、又ハ庶人を加ふるも一法なるへし。

天子將軍といへとも、此公共之論にいたつては、これを動搖する事を得す。

從朝廷天下の政事を幕府に委任し、委任之朝命を奉して古來之制度を改むることなきときハ、幕府之罪尤重し。こゝを以天下之公共之論を求むる、巴力門高門士之舉なんくん(註44)あるへからさる也。

と記して居る。

春嶽は幕府私政を固執するものは老中なりと断じ、老中の權を迫奪する事、人材登用の範圍を擴大する事、諸侯及び幕臣と諸藩士、或は諸藩士と一般庶民を以て上下兩院を構成し、その議決事項に對しては天子將軍たりとも拒否、改變の權を認めぬ事等の注目すべき事項を記して居るのである。

春嶽が老中の有する獨裁權力に近い決定權を迫奪せよと主張する語の裏には、幕府は將軍親政に非ずして、諸大名と同格の譜代大名に依り支配されて居る政治機關であるといふ考へがあり、そうした幕府に對する不滿の情と、譜代大名が幕政に參劃し得ることを特權視して居る事に對する反感及びそれより生ずる政策の不安定と云ふ弊害等に起因して論ぜられたもので、こうした思想は既に早くより春嶽の思想に存在したのである。

人材登用と云つても、春嶽の考へはやはり封建制度下に於ける人材登用であるが、之は要するに幕政に參劃し得るものを譜代並に旗本に限定した事を排撃し、廣く全國の大名及藩士中より選任すべしと云ふ意味である。此の事は幕府を

徳川家一個のものとする思想に對し、幕府を公的な政治機關にせんとする思想に立脚するものであつて、この思想の故に、次に議會制度を主張し得るのである。

最後に最も注目すべきは、政治機關としての幕府の上に、上下兩院制度の議決機關を置きこの兩院の決定事項に基いて幕府に之を施行せしめようとする思想である。

此處で春嶽は天皇・將軍を議會の上位に置いて考へて居る事及び、天皇・將軍に議決事項に修正權を與へないと明記して居る事は注目すべき思想であつて、これは明白に政治的實權、實質的最高權威を上下兩院に與へむとする思想の存在を證明するものである。

更に諸藩士と一般人民を以て議會を組織すると云ふ一案を記して居る事で、これ等は確かに歐米の議會制度の直輸入ではあらうが、注目すべき事項であると云はねばならぬ。

春嶽がかかる思想を抱いたについては、彼の側近に侍す人々よりの影響と云ふ事を、先づ考へさせられる。然る後猶一步を進め、自らも歐米政治制度を説明せる書に目を通したと考ふ可きではなからうか。

春嶽に歐米政治思想の強い影響を與へたものとして、先づ第一に家臣橋本左内に指を屈せねばなるまい。左内は、既に早く、

政體の趣意は一に天帝之意を奉行すると申ことにて、上下共衆情に戻り公議に背候儀は不爲事、第一の律令に有之候よし。依之役人の選舉杯、先第一に國內の衆論に基き、賢明才學之者を擧用致し候由、國王之一族は貴族と唱、推尊致置候得共、此も不賢なる人は政事等は必不預しめ候由、殊に國家の大事法令を改、兵革を勸、工作を起し候

様之儀は、學校へ下し、熟議上にて費論相定、政府へ申達、政府にても夫々之官、反覆訂論して、衆議一同之上にて行候よし、因て國王迄も一人にて吾意に任せ、恣に大事を作すこと不能由(註45)

と述べて居る。左内は議會を學校と記して居るが、公議に基く政事、人材の登用、王族と云へども人材に非ざれば政治に參加せしめない、國王といへども議決事項を變更出來ない點を述べて居る如き、その根本に於いて、頗る虎豹變革備考の思想に類似せるものと云はねばならない。これは即ち、左内が歐米政治の解釋をほど正しくなして居た事を證明するものであり、それだけに春嶽(註46)がより正確且強固に歐米議會政治思想の影響を受けたと考へる事が出来る。

かかる基磐の存する上に、更に横井小楠の影響を受けて居ると思はれる。即ち小楠は、米國及英國の政體を説明しこれを賞揚して居る。更に文久二年には幕府に對し、

不限外藩譜代撰賢爲政官

大開言路與天下爲公共之政(註47)

と建言して居り、更に文久三年二月、春嶽が政事總裁職として上京、諸侯會議の開催を意圖した時、朝廷の攘夷論が頗る盛であつた折、開國の必要を論じ、

若又、主上聞召不被爲譯候へば速に大權御さし上早々關東え御歸城之上外國え情實分明に被仰聞通信御斷に相成候様仕度奉存候(註48)

と述べて居る如きは、春嶽の意向と頗る共通する所が多い。

尤も小楠は春嶽が政事總裁職を辭任して歸國したとき、

列侯方にて有名之御方御擧用に成度、諸有司之撰舉は必しも幕士に限り不申列藩有名之士は御用 朝廷にて御惣裁
被成度、左候へば政出 朝廷日本國中共和一致の御政事と相成り終に治平に歸し可申候事(註49)

との藩議決定に主要な役割を演じて居るが、この新藩論は朝廷に政權を持たせると云ふ點で、從來の春嶽の思想とは、根本的に對立するものと考へられるのであるが、これは越前藩としては、春嶽の政治總裁職放棄に依る世論の惡評に刺戟されて生じた一時的論議であつて、後に再び變更されて居る。從てかかる點では春嶽と意見を異にして居るのではあるが、其大略に於て、春嶽及び越前藩に與へた影響は、頗る大なるものと云はなければならない。

左内、小楠の影響の他に、春嶽が各所より入手する種々の情報等に依る知識も一應考慮して置く必要が存する。即ち横井小楠の書翰に依れば、

シーボルト出府……此節は長々日本に居住致し醫道・物產之學并に西洋發明之事等教導致し度段願出候に付江戸に被召寄候。當時横濱に居住蕃書調所之指南方役之中より先三人修行の爲に同人手許に被遣候。右三人之内に此方様御醫者市川齊と申す者被選參候筈、外に坪井信良と申醫者蕃書調所之懸り役被命有之、西洋之事情は隨分明白に相聞候(註50)と記して居る如き、明らかに春嶽がかかる方面から、新知識を攝取し得た事を證明するものである。

こうした入説の外に、更に春嶽に直接大なる影響を及したものは、歐米の議會政治等に關する書籍であらう。春嶽が如何なる書籍を讀んだかは明かでないが、萬延元年には、武田簡吾の輿地航海圖を読み一文を記して居るが、其中に、
予以茲珍愛不啻 恒置之座側。備讀泰西地理書之參窓。其有益豈淺少哉(註51)

と記して居る所より察すると、他に猶地理書等を讀んで居た事が推察出来る。

春嶽は上下院の呼稱に巴力門、高門士の字を使用して居る、これは文久元年長門溫知社で翻刻訓點を施して出版された『職政志略』に用ひられて居る文字である。然もこれには、

高門士六百五十六人、皆百姓推選(註52)

と記されて居る、此書は英人ウイリヤムが英國史を漢譯した『英國志』を原本としてゐるのである。

亦川路聖謨が海國圖志を、岩瀬忠震が地理全志を翻刻して居るが、兩人共安政年間に春嶽とは相當懇意な交渉が存したのであるから、此二書も讀まれた可能性は多分に存する。春嶽が一般より撰出して下院を構成すると云つた考へ方は、こうした書物より得たものと推測して、大過ないのではなからうか。

六

上述の如き議會政治制度の採用を主張した春嶽が、慶應三年の諸侯會議に失敗して、歸國したのであるが、京都の情勢は愈々倒幕論が盛となつて來たのである。然るに京都を離れた春嶽が、領地福井より板倉勝靜に對し、

弊藩軍制先年來彼之所長を探り今日まで施行致來候處……軍制之形容のミ相學候共眞之條理相立候制度ニは至り申間數哉と奉存候依之彼國官制法度之根元にさかのほり其宜を取捨仕候ハゝ軍制も自ら相立候義と奉存候只徒ニ法律之洋書等爲讀候共其條理を得候義は六ヶ敷と奉存候段々愚考仕候處西周輔義は二三年前彼國へ罷越居洋人より直傳いたし來候旨も承知仕居且ハ面識ニも御座候間二三ヶ月之處拜借被仰付被下候様奉懇願候……周輔義ハ方今專ら御手元御用相勤罷在候事ゆヘ拜借之義御六ヶ敷候ハゝ津田誠一郎ハ周輔同學之趣兼而承り居候間此人拜借被仰付度奉

願候(註54)

と西周輔或は、津田誠一郎の借用を申込んで居る。西は和蘭のライデン大學に學び、慶應元年歸國した新知識であり、慶應三年十一月起草した建議書中で、

議論相纏り御主意相立候様之御處置と申候は、第一には會議之仕法御講究可有之。……右會議之仕法と申候は此間中差出候英制略考中に而、下院頭取之任に有之、會議と申者は人衆集會之上に而、固より混雜も生じ易く……右様混亂無之様終始其修理を遂候而、人々甘服之上決定に相成候事一大肝要に可有之奉存候。就而是兩院とも數輩之會議世話役被爲置……會議之次席不亂様可成丈衆議甘服に至候而、人々皆其意を盡候様取扱候者被仰付而可然哉(註55)と述べて居り、これまた英國議會制度の採用を云々して居る點は注目すべき所である。

西の建議中に會議の世話役について述べて居る所があるが、これとやゝ趣を異にしては居るが、春嶽も慶喜に對し、諸藩の公議を聽くに當り、幕府有司に適當の人を用ふるのでなければ、彼等の言辭に壓せられる事ありと注意して居るのは、西のこの世話人の思想と一脈相通する所がある。

春嶽が西の借用を申込んだのは、恐らく後藤象二郎の會議論を知つて居たのであるから、何か議會制度に關するものであつたと考へて誤りなからう。

西の借用を申入れると前後して、後藤の説に對し、

象二郎は御承知之通西洋法を信し、議事院申立、是は忠直可感候得共、象二郎忠直西洋法之論を借て、私説を恣にせんか爲、議事院を開かんとする覺も隨分可有之哉候へは、若々其向々より朝廷へ議事院建白出候而も、輕卒御採

用被爲在候而は天下之一大變動眼前に生し可申は勿論と、深く心痛仕候。

(註)

と申送つて居る。この幕府への注意に於て、「私説を恣にせんか爲」と述て居る私説とは、薩宇二藩が、後藤の會議論を倒幕に利用せんとする事を指すのであらう。

即ち春嶽は薩藩が會議論として、

日本今日之形勢獨乙列國之例を以て西洋諸國と盟約を結ひ日本之諸大名を京師ニ會合し政事之得失を議定し 天子に奉聞して六拾餘州に施行すべしと云共和政府を以て國の基本を立天子に奉聞許可施行致し候は英國之政脉に倣ひ候との趣意なり

先上下兩院に區分し上院は公卿及列侯下院は諸侯之臣集議是非を決し候との趣意ニ有之候事
右は薩人より承候大意如此御座候

六月十八日

天空子

米々賢契

(註58)

と云ふ思想を有する情報を得て居るので、此邊を注意したものと思はれる。

同じ議會論を主張し乍ら、幕府を主體にするものでない限り、春嶽は之に反対して居るのである。福澤は長州再征に對する建白書に於て、幕府の權威回復策を論じ、或は、慶應二年十一月七日付の福澤英之助宛の書翰の中で、

大名同盟の論は不相替行はれ候様子なり……同盟の說行れ候はゞ隨分國はフリーにも可相成候得共 This freedom is, I know, the freedom to fight among Japanese. 如何様相考候共大君のモナルキに無之候ては唯々大名同士

のカジリヤイにて我國の文明開化は進み不申云々（續福澤全集第六卷所收）

と論じて居る。この福澤の思想は、春嶽の上述した思想と、其根本に頗る類似せるものを持つて居る。（法學研究第廿

三卷八號昆野氏論文參照）

春嶽の思想と福澤の思想は、上述し來つた諸點に於いて、頗る共通するものを持つて居る。從て春嶽が福澤の通俗國權論及び帝室論に深い關心を抱く事も亦當然と云へよう。

外國事情に強い關心を示し、單に蘭英學の獎勵のみならず、自らも蘭語を學び、更に英學々習の必要を感じて居た春嶽が、西歐文明をいちはやく理解し、我文明開化の先達として偉大な役割を果しつゝある福澤に注目し、互に懇意の交際を結び、子弟の教育を依頼し依頼されるが如きに至つた理由も、かゝる思想の共通性に起因する所が大きかつたものと見られるのである。

明治維新に、更に明治文化に偉大な足跡を残した福澤の功業に就ては、今更喋々する迄もない事であるが、この福澤の思想を受納するだけの素地がなければ、福澤とてもかくも偉大な事業の華を咲かせる事は出來なかつたであらう。春嶽の如き幕末に於ける一部先覺者の、特に政治的には公武合體、諸侯會議政治、議會政治論を主張した人々の間に育成されて居た思想は、明治文化の基盤として、偉大なる意義を有するものと云はねばならない。

明治政府の政策の根幹となつた五ヶ條御誓文に、福岡の参考書の一として『西洋事情』の思想が間接的乍ら相當の影響を及して居ると云はれるが、最初の起草者たる由利公正が春嶽の家臣であつた事は、春嶽と福澤の交渉及びその思想的類似點を前提として考へた時、更に新しい意義を考へさせるものがあるが、これはまた別個の研究題目である。（未完）

註（1）松平春嶽全集 第一卷 一九四一—一九五頁

萩生徂徠の逸話を記した後、これに似た話もありとして、

天保弘化の頃、和蘭學流行したる時、福澤諭吉なども専ら此學に從事し、其頃は洋書類頗高價にして、文法書抔も三十圓以上なり。高價のみならず澤山なし、字書最少し。今の如く金さへ出せば自由に買求める抔といふ事はあらず、福澤なども、洋書を學びても自分の所有する事はならず、學校の書物也、夫故不分明のところは覺えて寫し、字書などもひそかに借用ひ必要なる所を夜も不寢に寫しとりたりといふ。夫故福澤も先生の名を得たり。今となりては福澤のみにあらず、其頃の洋學者よりも、今の生徒は自由に書を買讀む事をなすが故、頗長しおれり。しかしながら勉強忍耐の力手堅き手厚き事は、福澤は勿論其頃の洋學者にはとても及ばずとの事也。徂徠先生のごとき不凡の事なれども、福澤などにも今人の及ばざるは實に可感事なり。

と記して居る。

(2) 往復共日附變更線通過の際に於ける日附の變更なし、今福澤記載の日記帳の日附に依る。

(3) 慶應義塾入社名簿 一

(4) 高橋是清自傳 三八頁

(5) 同 前 七五—八二頁

(6) 松平春嶽公 德山國三郎著 五三六—五三七頁

(7) 昨夢紀事（史籍協會發行） 第一 六五—六八頁 嘉永六年七月廿九日 米國々書に關する答書

(8) 昨夢紀事 第一 三二頁 嘉永六年六月八日 德川齊昭宛文書

(9) 同 前 第一 六六—六八頁 嘉永六年七月廿九日 米國々書に關する答書

(10) 同 前 第一 七〇—七一頁 同 前

(11) 同 前 第一 一八三頁 嘉永七年二月晦日 阿部正弘宛時事に付建白

(12) 同 前 第一 一八四頁 同 前

- (13) 同前 第二 二〇頁 安政三年十月六日 德川慶勝宛一橋慶喜將軍繼嗣推戴に關する書翰
- (14) 同前 第二 一五一頁 安政四年九月二日付蜂須賀齊祐宛一橋慶喜將軍繼嗣推戴に關する書翰
- (15) 同前 第二 一六一頁 安政四年九月六日 一橋慶喜將軍繼嗣に關する建議書
- (16) 同前 第二 二四〇一二四一頁 安政四年十一月廿六日 米使申立に關する建議書
- (17) 再夢紀事(同前) 八五頁 文久二年五月十六日 幕府に於ける演説
- (18) 同前 一四三頁一四四頁 文久二年七月九日 幕府に於ける演説
- (19) 同前 一四三頁 同前
- (20) 繼再夢紀事(同前) 第一 一〇頁 文久二年八月廿九日 辭意は徹回するも幕府私政を非とするを知らせんとする爲岡部長常に交附せる政事總裁職辭任願書
- (21) 同前 第一 同前
- (22) 同前 第一 三八〇頁 文久三年二月十九日條
- (23) 明治維新と郡縣思想 淺井清著 五七頁
- (24) 同前 五七頁
- (25) 繼再夢紀事 第一 九頁 文久二年八月廿九日 辞意は徹回するも幕府私政を非とするを知らせんとする爲岡部長常に交附せる政事總裁職辭任願書
- (26) 同前 第一 八六頁 文久二年九月十六日 一橋慶喜上京決定に付幕府に於ける演説
- (27) 同前 第一 二〇二頁 文久二年十一月十一日 薩藩士高崎猪太郎提出意見書
- (28) 同前 第二 四一頁 文久三年六月一日條 越前藩々議
- (29) 横井小楠遺稿 四二六頁 文久三年六月六日 在熊本社中宛小楠書翰
- (30) 「宗家を推して朝廷を奉すること本藩の本意とすべき所なれど宗家を度外に置き參府の義務を缺かん事は當然の處置にあらす」と藩議に反対した中根が處罰されたが(續再夢紀事 第二 五六頁) 其後急進派の藩士は處罰され、之に賛成した

小楠が歸國した事に依り推知し得る。

- (31) 績再夢紀事 第三一二頁 元治元年三月十一日 一橋慶喜への談話
- (32) 同 前 第三 八八頁 元治元年四月三日 大久保忠寛宛中根雲江書翰
- (33) 同 前 第一 四二一一四二二頁 文久三年三月十五日 板倉勝靜との談話 大政返上論
- (34) 同 前 第二 三八三一三八四頁 元治元年一月廿八日 閣老との談話
- (35) 同 前 第二 四一九頁 元治元年二月十三日條
- (36) 同 前 第三 二六五頁 元治元年八月十五日 一橋慶喜宛時事意見書
- (37) 同 前 第四 二三八頁 慶應元年九月二日 伊達宗城宛書翰
- (38) 同 前 第五 五十七頁 慶應二年一月二日 一橋慶喜に呈出せる中根雲江建白書
- (39) 同 前 第五 二五八頁 慶應二年七月廿七日 一橋慶喜旅館に於ける談話
- (40) 同 前 第六 一四一五頁 慶應二年九月七日付山内容堂宛書翰
- (41) 同 前 第六 二〇一二一頁 慶應二年九月十日 毛受鹿之助をして板倉勝靜への建議
- (42) 同 前 第六 三四四頁 慶應三年六月四日 原市之進宛中根雲江建白書翰
- (43) 日本憲政史大綱 尾佐竹猛著 上巻 六四頁
- (44) 松平春嶽全集 卷二 九六一一〇〇頁
- (45) 橋本景岳全集 上巻 一五四頁 「西洋事情書」
- (46) 横井小楠遺稿 三九一四〇頁 萬延元年著 國是三論
- (47) 同 前 九七一九八頁 文久二年幕府に建議せる國是七條
- (48) 同 前 一〇〇頁 文久三年二月 外國問題に關する幕府への建議
- (49) 同 前 四二六頁 文久三年六月六日 在熊本社中宛小楠書翰
- (50) 同 前 三六〇頁 文久元年四月十九日 横井牛右衛門宛小楠書翰

(51) 春嶽遺稿 卷一 四五枚ウラ

(52) 日本憲政史大綱(前出)上卷 二三頁

(53) 同前 二二頁

(54) 繼再夢紀事 第六 四五四—四五五頁 慶應三年十月三日 板倉勝靜宛書翰

(55) 維新前後に於ける立憲思想(尾佐竹猛)八四一八五頁

(56) 丁卯日記(史籍雜纂 第四 二〇四頁)慶應三年十月十三日付板倉勝靜宛書翰で、象二郎披論之議事院を開き候を、朝幕へ薩土宇和島三藩より嚴敷建白仕候義歎と存候、私先達而上京中、伊達豫州より咄承り申候

とある事より推察し得る。

(57) 丁卯日記 二〇五頁 慶應三年十月十三日付板倉勝靜宛書翰

(58) 繼昨夢紀事 第五 二三八—二三九頁 慶應二年七月 長崎留學生八木八十八よりの情報書中の天空子は何人か不明であるが、米賢契は、情報を春嶽に提出した八木八十八を指すものと断じて誤りながらう。越前藩長崎留學生八木八十八については、若越新文化史(石橋重吉編)に依れば、慶應元年二十一歳にして英學修業として、長崎留學を命ぜられ、續再夢紀事にある如く、慶應二年七月十五日歸福の爲大阪に到着して居る。後日下部太郎と改名し、慶應三年藩費を給して米國留學を命ぜられ、同年二月十三日長崎を出帆し、着米の上ニュゼルセー州ラツトガース大學に入學、明治二年日本政府より改めて官費留學生を命ぜられ、明治三年三月十三日米國で客死して居る。これに依つて考へるに、越前藩に於ける有爲の青年で、大いに將來を囁望されて居た事が知られる。

(59) 松平春嶽公(前出)五四〇頁に、安政時代より蘭語を學んだが、文久二年その座右に備へた和蘭辭書の巻尾に、四海一家情不阻 常遊萬里欲知渠 英文將學無由學 故愛和蘭語譯書との絶句が記されて居るとある。